

令和 6 年 度

設 立 総 会 資 料

房総地域東京湾口道路建設促進期成同盟会

目次

議案

議案第1号	房総地域東京湾口道路建設促進期成同盟会設立決議について	1
議案第2号	房総地域東京湾口道路建設促進期成同盟会規約（案）について	3
議案第3号	役員（案）について	11
議案第4号	会費（案）について	13
議案第5号	令和6年度事業計画（案）並びに歳入歳出予算（案）について	15

報告事項

報告第1号	顧問の委嘱について	19
報告第2号	賛助会員の入会について	21

議 案 第 1 号

房総地域東京湾口道路建設促進期成同盟会
設立決議について

房総地域東京湾口道路建設促進期成同盟会

設立趣意書（案）

千葉県房総地域は、東京圏に近いものの関東地方の最南部に位置する半島であることから地理的に不利な状況にあり、道路交通、企業立地、物流、観光客誘致、地域間交流など地域活性化を推進するうえで様々な要素に影響を及ぼしている。

この状況を克服するため、千葉県では、東京湾アクアラインの整備、首都圏中央連絡自動車道の早期全区間開通、東関東自動車道館山線の4車線化整備、一般国道127号富津館山道路の早期4車線化に向けた手続きなどが進められ、着実に半島性の解消に向かっている。

しかしながら、人口減少・少子高齢化が進み、また近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、道路寸断時の早期対応や緊急物資の輸送に係る代替路線の確保等の重要性が増している。

東京湾口道路の建設は、東京湾環状道路の一翼を担う重要なプロジェクトであり、房総地域のみならず三浦半島地域やその周辺においても地域活力が創出されるとともに、東京圏への過度の集中緩和も大いに期待できる。

ついては、首都圏の均衡ある発展と半島性の解消、そして魅力ある房総地域の更なる活性化を促進するため東京湾口道路の早期建設は必要不可欠であり、構想の具体化に向けて国等へより一層強く働きかけることが必要であることから、県内13市町と地域の経済団体が一丸となり、ここに本期成同盟会を設立する。

議 案 第 2 号

房総地域東京湾口道路建設促進期成同盟会規約(案)
について

房総地域東京湾口道路建設促進期成同盟会規約（案）

（目 的）

第1条 本会は、東京湾口道路の早期建設を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

（名 称）

第2条 本会は、房総地域東京湾口道路建設促進期成同盟会と称する。

（事 業）

第3条 本会は、第1条の目的達成のために次の事業を行う。

- （1）情報の収集・交換、調査研究及び会員相互の連絡調整に関すること
- （2）関係機関等への要望、陳情
- （3）その他本会の目的を達成するために必要な事業

（会 員）

第4条 本会の会員は別表に掲げる第1条の目的を共有する市町の長である正会員、正会員以外で第1条の目的を賛助する法人又は団体である賛助会員の二種とする。

（入会等）

第5条 本会に入会等しようとする賛助会員は、書面をもって会長に申し出るものとする。

（会 費）

第6条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

（役 員）

第7条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| （1）会 長 | 1 名 |
| （2）副会長 | 2 名 |
| （3）理 事 | 若干名 |
| （4）監 事 | 2 名 |

2 役員は、総会において正会員の中から選任する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の職務）

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定したものが、その会長の職務を代理する。

3 理事は、役員会において審議に当たり、本会の目的を推進する。

4 監事は、会計を監査する。

（顧 問）

第9条 顧問は、必要に応じ会長が委嘱する。

（会議の種類）

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び幹事会とし、会長が招集する。

(総 会)

第 11 条 総会は、会長が必要と認めたときにこれを招集し、会長が議長となる。

2 総会において議決する事項は、この規約に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) その他会長が必要と認めること。

3 総会は、正会員の過半数の出席により成立し、出席会員の過半数によって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第 12 条 役員会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成し、会長が議長となる。

2 役員会は、本会の事業遂行に関する重要事項を審議する。

3 役員会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、その過半数によって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(幹事会)

第 13 条 幹事会は、別表に掲げる正会員市町の担当課長をもって構成し、運営については別に定める。

(事務局)

第 14 条 本会の事務局を、会長の所属する市町におく。

(経 費)

第 15 条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。

(雑 則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営にあたって必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 6 年 4 月 2 0 日から施行する。

(総会に関する特例)

2 当分の間、総会は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、書面をもって行うことができる。

3 第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により行う総会について準用する。

附 則

この規約は、平成 1 8 年 5 月 1 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 0 年 5 月 1 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年度の総会から適用する。

附 則

この規約は、令和 6 年度の総会から適用する。

別 表（第4条、第13条）
正会員

館 山 市 長

木 更 津 市 長

茂 原 市 長

勝 浦 市 長

鴨 川 市 長

君 津 市 長

富 津 市 長

袖ヶ浦市長

いすみ市長

南房総市長

大多喜町長

鋸 南 町 長

御 宿 町 長

賛助会員

天羽漁業協同組合
安房農業協同組合
一般社団法人大多喜町観光協会
一般社団法人鴨川市観光協会
一般社団法人木更津市観光協会
一般社団法人君津市観光協会
一般社団法人南房総市観光協会
岩井富浦漁業協同組合
大佐和漁業協同組合
大多喜町商工会
金田漁業協同組合
鴨川温泉旅館業協同組合
鴨川市漁業協同組合
鴨川市商工会
木更津市建設業協同組合
木更津市農業協同組合
木更津商工会議所
木更津地区ダンプカー協会
君津建設業協同組合
君津市農業協同組合
君津商工会議所
鋸南町勝山漁業協同組合
鋸南町観光協会
鋸南町商工会
鋸南町保田漁業協同組合
新木更津市漁業協同組合
新富津漁業協同組合
袖ヶ浦建設センター事業協同組合
袖ヶ浦市商工会
館山商工会議所
千葉県中部山砂事業協同組合
富津漁業協同組合
富津市観光協会

富津市管工事業協同組合
富津市建設業協同組合
富津市商工会
富津市新富工場協議会
富津市測量設計業協同組合
富津電業会
富津転業土木造園協同組合
南房総市朝夷商工会
南房総市内房商工会
南房総市防災協力会

議 案 第 3 号

役員(案)について

役員（案）について

役 職	職 名	氏 名
会 長	富津市長	高 橋 恭 市
副 会 長	鴨川市長	長谷川 孝 夫
副 会 長	いすみ市長	太 田 洋
理 事	館山市長	森 正 一
理 事	茂原市長	市 原 淳
理 事	勝浦市長	照 川 由美子
理 事	袖ヶ浦市長	粕 谷 智 浩
監 事	鋸南町長	白 石 治 和
監 事	御宿町長	石 田 義 廣

議 案 第 4 号

会費(案)について

会費（案）について

会員名	金 額
正会員（市）	20,000円
正会員（町）	10,000円
賛助会員	5,000円

議 案 第 5 号

令和6年度事業計画(案)並びに歳入歳出予算(案)
について

令和6年度事業計画（案）並びに歳入歳出予算（案）について

○令和6年度事業計画（案）

本会の目的を達成するために、次の事業を実施する。

1 関係機関等への要望活動

(1) 要望事項

- ・東京湾口道路の早期建設について

(2) 要望先

- ・国土交通省、千葉県等

2 建設促進に向けた事業等

東京湾口道路に関連する情報収集、調査・研究を行う。

また、令和6年度から「道路整備促進期成同盟会千葉県連合協議会」へ加入する。

3 会議の開催

上記事業の実施と会の円滑な運営を図るため、会議を開催する。

令和 6 年 度 予 算 （ 案 ）

収入の部

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	摘 要
1 負 担 金	0	
2 繰 入 金	465,340	房総地域東京湾口道路建設促進協議会より繰入
3 雑 収 入	4	預金利子等
合 計	465,344	

支出の部

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	摘 要
1 会 議 費	150,000	総会等
2 活 動 費	25,000	
(1) 要望活動費	20,000	要望活動経費
(2) 調査研究費	5,000	調査・研究等
3 負 担 金	102,600	道路整備促進期成同盟会 千葉県連合協議会会費
4 事 務 費	10,000	要望書作成等
5 予 備 費	177,744	
合 計	465,344	

報 告 第 1 号

顧問の委嘱について

顧問の委嘱について

職 名	氏 名
衆議院議員	森 英介
衆議院議員	浜田 靖一
参議院議員	石井 準一
参議院議員	猪口 邦子
参議院議員	小西 洋之
参議院議員	豊田 俊郎
参議院議員	臼井 正一
千葉県議会議員	川名 寛章
千葉県議会議員	小高 伸太
千葉県議会議員	木下 敬二
千葉県議会議員	江野澤 吉克
千葉県議会議員	高橋 浩
千葉県議会議員	三沢 智
千葉県議会議員	小路 正和
千葉県議会議員	森 岳
千葉県議会議員	川名 康介
千葉県議会議員	西ヶ谷 正士
千葉県議会議員	渡辺 務
千葉県議会議員	須永 和良

報 告 第 2 号

賛助会員の入会について

賛助会員の入会について

○賛助会員の開設 ⇒ 現協議会規約に「賛助会員」を追加し、入会は申込みとする。

・入会申込書を会長（事務局）に提出し、承認を得る（事務局が審査）。

※加入条件として、暴力団と関わりの無い法人・団体であること（申告書を添付）。

賛助会員

天羽漁業協同組合
安房農業協同組合
一般社団法人大多喜町観光協会
一般社団法人鴨川市観光協会
一般社団法人木更津市観光協会
一般社団法人君津市観光協会
一般社団法人南房総市観光協会
岩井富浦漁業協同組合
大佐和漁業協同組合
大多喜町商工会
金田漁業協同組合
鴨川温泉旅館業協同組合
鴨川市漁業協同組合
鴨川市商工会
木更津市建設業協同組合
木更津市農業協同組合
木更津商工会議所
木更津地区ダンプカー協会
君津建設業協同組合
君津市農業協同組合
君津商工会議所
鋸南町勝山漁業協同組合
鋸南町観光協会
鋸南町商工会

鋸南町保田漁業協同組合
新木更津市漁業協同組合
新富津漁業協同組合
袖ヶ浦建設センター事業協同組合
袖ヶ浦市商工会
館山商工会議所
千葉県中部山砂事業協同組合
富津漁業協同組合
富津市観光協会
富津市管工事業協同組合
富津市建設業協同組合
富津市商工会
富津市新富工場協議会
富津市測量設計業協同組合
富津電業会
富津転業土木造園協同組合
南房総市朝夷商工会
南房総市内房商工会
南房総市防災協力会
(5 0 音順)